

指標 12.4.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 12.4.2 (a)有害廃棄物の1人当たり発生量、(b)処理された有害廃棄物の割合（それぞれ処理方法別）

ターゲット 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

12.4.2-1 特別管理産業廃棄物の一人当たり排出量

定義及び根拠

○ 定義

特別管理産業廃棄物の一人当たり排出量。

この指標は、当該年度の特別管理産業廃棄物の全国排出量を日本の人口で除して一人当たりとした数値。

○ 概念

「特別管理産業廃棄物」とは、廃棄物処理法において、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして定められたものである。また、「産業廃棄物」とは、廃棄物処理法において、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などが定められている。

○ 根拠及び解釈

我が国における有害廃棄物とは、廃棄物処理法に規定する特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物が該当する。しかし、特別管理一般廃棄物については統計を取っていないもののその量は特別管理産業廃棄物に比して非常に少ないと見込まれること、また、特別管理産業廃棄物については統計を取っていてデータを有することから、特別管理産業廃棄物を指標とする。

データソース及び収集方法

・環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 産業廃棄物排出・処理状況調

- 査
・総務省統計局 人口推計

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

$$\begin{aligned} & \text{特別管理産業廃棄物の一人当たり排出量} \\ & = (\text{当該年度における特別管理産業廃棄物の排出量}) \\ & \quad / (\text{当該年 10 月 1 日時点の日本の総人口}) \end{aligned}$$

○ コメントと限界

算出値は年度実績のため、当該年 4 月～当該翌年 3 月までの値である。

データの詳細集計

なし

参考

特別管理廃棄物とは（環境省ウェブページ）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/

データ提供府省

環境省

関連政策府省

環境省

担当国際機関

国連環境計画（UNEP）及び国連統計部（UNSD）